販路拡大を支援します!!

令和7年4月改定版

小牧市中小企業販路開拓支援補助金

技術及び製品の販路を拡大し、新規需要の開拓を促進するため、展示会等に出展する事業者に対し、その経費の一部を補助します。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- 中小企業者である方(ただし、みなし大企業は除く)
- 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- 市税の滞納のない方
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に規定する他風俗営業その他の業種及びこれに相当すると市長が認めた業種又はギャンブルに係る業種を営む者でない方

2 補助対象事業

- 販路拡大のため展示会等に出展する事業とします。ただし、小牧市次世代産業販路開拓支援補助金交付要綱(平成26年7月1日26小商第107号)による補助を受けて出展する事業は、除きます。

※ 展示会等とは、取引先又は事業提携先の開拓又は業務の受注若しくは発注の機会の確保を目的に開催される展示会、見本市、博覧会等をいいます。
ただし、次に掲げるものは除きます。

ア その場で小売することを主目的としたもの
イ 広く一般に公開されていないもの
ウ 小牧市の補助を受け又は委託により開催されるもの(こまき産業フェスタ等)
エ 海外で開催される展示会等で経済産業省、農林水産省、日本貿易振興機構等の公的機関が関与しないもの
オ その他市長が不適当と認めるもの

☆航空宇宙産業関係の展示会に出展される場合は、小牧市次世代産業販路開拓支援補助金(補助率 2／3 限度額 100 万円)が受けられる場合があります。

3 補助対象経費

補助対象事業に係る経費のうちの小間料(オンライン展示会の場合は出展料)とします。ただし、国、県その他の機関から補助金の交付がある場合は、その額を差し引いた額とします。

※ 消費税は除く
※ 費用を負担金等として支払い小間料が明確でない場合は、負担金等の額とします。
※ 日本円以外の通貨で支払った場合は、支払時の当該通貨の日本円に対する換算レートで算出します。換算レートが不明な場合は、当該支払月に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて日本円に換算した額とします。

４ 補助金額

補助対象経費×1／2

※ 限度額は50万円/年とします。

※ 100円未満の端数が生じた時には、その端数を切り捨てた額とします。

申請から交付の流れ

① 計画書の提出

出展する展示会等の開催の30日前までに、小牧市展示会等出展事業計画書（様式第1）及び下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

＜添付書類＞
- ・企業概要書（様式第2）
- ・展示会等の概要及び出展料が確認できる書類（パンフレット等）

② 補助金交付申請書の提出

出展した展示会等の開催日から起算して30日以内に小牧市中小企業販路開拓支援補助金交付申請書（様式第3）及び下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

＜添付書類＞
- ・事業報告書（様式第４）
- ・補助対象経費の支払い等を証する書類（領収書等）の写し
- ・出展した展示会等のパンフレット等で出展企業がわかるもの（オンライン展示会の場合を除く。）
- ・出展したブースの写真（オンライン展示会の場合は、自社名及び出展内容がわかるページの写し）
- ・登記事項証明書の写し
- ・申請日以前１年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は納税状況調査承諾書
- ・個人事業者にあっては事業者本人、法人にあっては代表者又は担当者の本人確認書類（運転免許証等顔写真付きのもの）の写し
- ・小牧市中小企業販路開拓支援補助金交付請求書（様式第6）

※審査前のため請求日は空欄

③ 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業販路開拓支援補助金交付決定通知書を送付します。

④ 補助金交付

＜問い合わせ先＞
小牧市役所　商工振興課　新産業創出係
〒485－8650
小牧市堀の内三丁目1番地
電話：0568（76）1112